

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業区域内

四 作業期間

令和四年五月九日から令和四年十一月三十日まで